

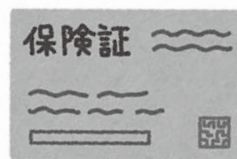
# 保険証・受給者証などの更新のお知らせ

現在交付している下表の保険証・受給者証などの有効期限は「令和元年(平成31年)7月31日」までとなっています。

対象となる方には、更新に必要な申請書または新しい保険証・受給者証をお送りします。更新にあたり申

請が必要な場合には、忘れずに申請書を提出しましょう。

なお古い保険証・受給者証などは8月1日以降に役場へ返却くださいますようお願いいたします。



## ■更新が必要な保険証・受給者証など

区分	対象者	手続き方法・受付日程	手続きに必要なもの	受付場所 お問い合わせ先
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 (※1)	75歳以上の方(※2) (後期高齢者医療制度 加入者)	7月下旬までに新しい保険証・認定証をお送りします。	手続き不要	町民生活課 ☎72-6933
国民健康保険限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証	40歳から74歳までの方 (国民健康保険加入者)	引き続き認定証が必要な方は申請書を町民生活課まで提出してください。 (対象者には個別通知をお送りします。)	○被保険者証(保険証) ○印かん ○個人番号が分かるもの (詳しくは個別通知をご確認ください。)	
国民健康保険高齢受給者証	70歳から74歳までの方 (国民健康保険加入者)	7月下旬までに新しい受給者証をお送りします。	手続き不要	
ひとり親家庭医療費受給資格証	母子(父子)家庭の親 および児童、父母の ない児童	現在の受給資格証の有効期限が7月31日から10月31日まで延長されます。 11月分以降の更新については下記のとおり受け付けを行います。 ※対象者には個別通知をお送りします。 <b>【受付日時】</b> 8月19日、20日 午前9時から午後5時15分まで 8月21日 午前9時から午後7時まで	○資格登録更新申請書 ○印かん ○受給者と児童の健康保険証 ○受給者と児童の戸籍謄本もしくは児童扶養手当証書 (受給者により異なりますので、詳しくは個別通知をご確認ください。)	子育て支援課 ☎72-2212

(※1)平成30年度中に認定証の交付を受けていた方で、今年度も引き続き該当になる方にお送りします。

(※2)65歳から74歳までの一定の障がいがある方で後期高齢者医療制度に加入している方も含みます。

(注)被保険者証または受給者証、認定証の自己負担割合・区分は所得の状況や申告の修正、加入者の異動などにより変更となる場合があります。

(注)未申告の方がいる世帯の場合、正しい区分判定が行われませんので、忘れずに申告をしましょう。